

令和6年11月1日

指定通所介護事業所
「デイサービスセンターきたはら」

契約書及び重要事項説明書

社会福祉法人 恵光会

デイサービスセンターきたはら

利用契約書

デイサービス利用者（以下「契約者」）とデイサービスセンターきたはら（以下「事業者」）は、契約者が事業者から通所介護サービスを受け、その利用料金の支払いについて、次のとおり契約を締結します。

第一章 総則

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、通所介護サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に実施する通所介護サービスの内容、利用日時、費用等の事項（以下「通所介護計画」という。）は、別紙『（サービス利用書）』に定めるとおりです。

第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護・要支援認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の7日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様とします。

第3条（通所介護計画の決定・変更）

- 1 事業者は、契約者の居宅・介護予防サービス計画に沿って契約者の通所介護計画を作成します。
- 2 事業者は、契約者の居宅・介護予防サービス計画が未作成の場合も、通所介護計画の作成をし、契約者に居宅介護支援事業者を紹介する等、居宅・介護予防サービス計画作成の支援を行います。
- 3 事業者は、契約者及び家族等に説明し同意を得た上で、通所介護計画を決定します。
- 4 事業者は、契約者の居宅・介護予防サービス計画が変更された場合、通所介護計画の変更の必要があるか調査し、契約者及び家族等と協議し通所介護計画を変更します。事業者は、通所介護計画を変更した場合、契約者に書面を交付し、内容を確認します。

第4条（介護保険の基準サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、契約者に日常生活上の世話及び機能訓練を提供します。

第5条（介護保険の基準外のサービス）

- 1 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える通所介護サービスを提供します。
- 2 事業者は各種のサービスの提供について、契約者の家族等に対しても説明します。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第6条（サービス利用料金の支払い）

- 1 契約者は必要なサービスを受け、重要事項説明書に定める利用料金から介護保険給付額を差し引いた分（通常は利用料金の1割）を事業者に支払います。但し、契約者が要介護・要支援認定を受けていない・居宅・介護予防サービス計画が未作成の場合は、利用料金を支払います。（要介護・要支援認定後又は居宅・介護予防サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険か

ら払い戻されます（償還払い。）

- 2 契約者はおむつ代等契約者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払います。

第7条（利用日の中止・変更・追加）

- 1 契約者は、利用期日前に、通所介護サービスの利用を中止・変更、又はサービス利用の追加ができます。この場合、契約者は実施日の前日までに事業者申し出ます。
- 2 契約者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- 3 事業者は、契約者からの利用の変更・追加の申し出に、事業所が満員で契約者の希望日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議します。

第8条（利用料金の変更）

- 1 介護給付費体系の変更の場合、事業者は当該利用料金を変更します。
- 2 経済状況の著しい変化・やむを得ない事由の場合、事業者は、契約者に変更を行う日の2か月までに説明し、当該利用料金を相当な額に変更できます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意できない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

第9条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及び従事者は、サービスの提供にあたり、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師又は看護職員もしくは主治医と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施します。
- 3 事業者は、契約者の通所介護サービスの記録を作成し、5年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じて閲覧させます。
- 4 事業者は、サービス提供時、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

第10条（守秘義務等）

- 1 事業者及び従事者又は従業員は、サービスを提供する上で知り得た契約者又は家族等の事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。契約終了後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上緊急の必要性がある場合、医療機関等に契約者の心身等の情報を提供します。
- 3 契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図る等正当な理由がある場合、事前の同意を得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができます。

第四章 契約者の義務

第11条（契約者の施設利用上の注意義務等）

- 1 契約者は、事業所の施設、設備、敷地を本来の用途に従って、利用します。
- 2 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払います。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第12条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、契約に基づくサービス実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合は、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができます。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行します。

第13条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ① 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- ② 契約者が、サービスの実施にあたり必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- ③ 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合
- ④ 契約者が、事業者もしくは従事者の指示・依頼に反した行為に起因し損害が発生した場合
- ⑤ 自然災害、感染症蔓延に伴う事故等、事業所もしくは従業員に故意あるいは作為的と認めない場合

第14条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合、契約者に実施したサービスを除き、所定の利用料金の支払いを請求することはできません。

第六章 契約の終了

第15条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- 1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、事業者が提供するサービスを利用することができます。
 - ① 契約者が死亡した場合
 - ② 要介護・要支援認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合
 - ③ 事業者が事業所を閉鎖した場合
 - ④ 施設の滅失等サービスの提供が不可能になった場合
 - ⑤ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - ⑥ 契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

第16条（契約者からの中途解約）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約でき、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知します。
- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - ① 第8条第3項により本契約を解約する場合
 - ② 契約者が入院した場合

- ③ 契約者に係る居宅・介護予防サービス計画が変更された場合

第 17 条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくは従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合、本契約を解除できます。

- ① 事業者又は従事者が正当な理由なく通所介護サービスを実施しない場合
- ② 事業者もしくは従事者が守秘義務に違反した場合
- ③ 事業者又は従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は不信行為その他本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合
- ④ 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合又は傷つける恐れがある場合、事業者が適切な対応をとらない場合

第 18 条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除できます。

- ① 契約者が、契約締結時に心身の状況・病歴等の重要事項について、故意に告げず、又は不実の告知を行い、結果本契約を継続しがたい事情を生じさせた場合
- ② 契約者による、第 6 条第 1 項から第 3 項に定める利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 契約者が、故意又は過失により事業者又は従事者・他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、不信行為を行う等で、本契約を継続し難い事情を生じさせた場合

第 19 条（精算）

第 15 条第 1 項第二号から第六号により本契約が終了した場合、契約者が実施されたサービスの利用料金支払義務及び第 11 条第 2 項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から 7 日間以内に精算します。

第七章 その他

第 20 条（苦情処理）

事業者は、サービスに関する契約者等からの苦情に対して、受付窓口を設置し対応します。

第 21 条（事故発生時の対応）

事業所は、契約者に対する通所介護の提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、契約者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事業者は、契約者に対する通所介護の提供により損害すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。

第 22 条（協議事項）

本契約にない事項について問題が生じた場合、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議します。

令和6年11月1日

指定通所介護「デイサービスセンターきたはら」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(栃木県指定 第0970900171号)

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 恵光会
- (2) 法人所在地 栃木県真岡市若旅656番地
- (3) 電話番号 0285-83-6662
- (4) 代表者氏名 理事長 柴 恵子
- (5) 設立年月 平成9年8月19日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所・平成12年1月17日指定
- (2) 事業所の名称 デイサービスセンターきたはら
- (3) 事業所の所在地 栃木県真岡市若旅656番地
- (4) 電話番号 0285-83-6662
- (5) 事業所長(管理者) 氏名 柴 俊郎
- (6) 開設 平成10年7月13日
- (7) 利用定員 30人
- (8) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上1階

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 真岡市
- (2) 営業日及び営業時間

営業日時	月曜日～土曜日 8時30分～17時30分
サービス提供時間	8時45分～16時45分

4. 職員の配置状況

当事業所では、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	指定基準
1. 事業所長(管理者)	1名
2. 介護職員	4名以上
3. 生活相談員	1名以上
4. 看護職員	1名以上
5. 機能訓練指導員	1名以上
6. 事務職員	1名以上

〈配置職員の職種〉

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

看護職員…主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行います。日常生活上の介護、介助等もを行います。

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 当事業所が提供する基準介護サービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、食費・おやつ代を除き、通常9割が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①食事

- ・管理栄養士の立てる献立表により、ご契約者の身体の状態嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため、食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
(食事時間) 12:00～12:50

②入浴

- ・入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用し入浴することができます。

③排泄

- ・ご契約者の排泄の介助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

＜サービス利用料金（1回あたり）＞（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（下記以外は別紙料金票参照）

『介護給付』

1単位=10.14円

サービス料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
3時間以上 4時間未満	370 単位	423 単位	479 単位	533 単位	588 単位
4時間以上 5時間未満	388 単位	444 単位	502 単位	560 単位	617 単位
5時間以上 6時間未満	570 単位	673 単位	777 単位	880 単位	984 単位
6時間以上 7時間未満	584 単位	689 単位	796 単位	901 単位	1008 単位
7時間以上 8時間未満	658 単位	777 単位	900 単位	1,023 単位	1148 単位
8時間以上 9時間未満	669 単位	791 単位	915 単位	1,041 単位	1,168 単位
加 算	・認知症加算 60 単位 ・サービス提供体制強化加算Ⅰ 22 単位 ・入浴介助加算Ⅰ 40 単位 ・科学的介護推進体制加算 40 単位／月				
減 算	・事業所が送迎を行わない場合 -47 単位（片道）				
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	単位数合計の 9.2%				

『総合事業』（1ヶ月あたりの料金）

1単位=10.14円

サービス料金	要支援 1	要支援 2
	1,712 単位／月	3,468 単位／月
加 算	・サービス提供体制加算Ⅱ 要支援 1 72 単位／月 要支援 2 144 単位／月 ・科学的介護推進体制加算 40 単位／月	
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	単位数合計の 9.2%	

※上記介護度別料金は1割負担と2割負担、3割負担の場合があります。利用者本人の所得額で決まります。決定は各市町村で行い、介護保険負担割合証にて確認いたします。

※介護予防・日常生活支援総合事業を『総合事業』と呼びます。

☆ご契約者がまだ要介護・要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護・要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

（2）（1）以外のサービス（契約書第5条、第6条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 食費及びおやつ代

料金：食費 1回あたり 750円 おやつ代 1回あたり 110円

②レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。
利用料金：材料代等の実費をいただきます。

③複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。 1枚につき 10円

④日常生活上必要となる諸費用実費

オムツ代：リハビリパンツ・オムツ（L） 100円
オムツ（M） 90円
尿取りパット（大） 20円
尿取りパット（小） 10円

⑤事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用は、次の額を徴収する。

実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル毎に100円

（3）利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、ご利用月の翌月12日以降にお支払い下さい。口座引落の方は、27日に指定の口座より引落となります。

（4）利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

6. サービス提供における事業者の義務（契約書第9条、第10条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
- また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意（契約書第11条参照）

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

事業所内での喫煙はできません。

8. 損害賠償について（契約書第12条、第13条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。また、自然災害・感染症蔓延等における損害に関しては、賠償責任はないものとします。

9. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）（契約書第15条参照）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護・要支援認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の7日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第15条参照）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①ご契約者が死亡した場合②要介護・要支援認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）⑥ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。） |
|--|

(1) 契約の終了に伴う援助（契約書第15条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

(2) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第16条、第17条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅・介護予防サービス計画」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(3) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第18条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

10. 苦情の受付について（契約書第20条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔事務主任〕 酒井 利裕

〔デイサービス主任〕 廣瀬 明美

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 8：30～17：30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

真岡市役所 高齢福祉課 介護保険係	所在地 真岡市荒町 5191 電話番号 0285-83-8094
栃木県社会福祉協議会 栃木県運営適正化委員会	所在地 宇都宮市若草 1-10-6 電話番号 028-622-2941
栃木県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 介護相談窓口	所在地 宇都宮市本町 3-9 栃木県合同ビル 6階 電話番号 028-643-2220

11. 事故発生時の対応について（契約書第22条参照）

当事業所の通所介護の提供により事故が発生した場合には、緊急対応マニュアルに基いて対処します。さらに、速やかに在住の市町村、契約者の家族等に連絡をし、必要な措置を講じます。また、当事業所の通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害賠償を行います。

1 2. 個人情報保護について

個人情報の保護に対する基本方針を定め、利用者等の個人情報に関して適正かつ適切な取り扱いをしています。

1 3. 情報開示について

(1) 介護又は、看護についての記録開示

- ・開示の申出があった場合、申込用紙に必要事項を記入し、事前に提出します。
- ・開示内容は、個人情報保護の観点から、必要な情報のみとします。
- ・施設は、情報開示の許可とともに、希望の日程を調整します。
- ・開示の際、関係職員が必ず同席し、閲覧いただきます。
- ・希望があれば、資料（コピー等）を提供することもあります。

(2) 事業計画及び財務内容についての閲覧方法

- ・事業計画及び財務内容がわかる書類のファイルを事務所に常備し、申出に応じ、いつでも提示できるようにしています。
- ・持ち出しは、禁止し、その場での閲覧となります。

1 4. 第三者評価の実施について

現時点で当事業所では第三者評価は受けておりません。

1 5. ハラスメントについて

- ・事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- ・利用者が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。

1 6. 人権擁護 虐待防止について

事業所は利用者等の人権擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる措置を講じます。

- ① 人権擁護 虐待防止のための指針を整備します。
- ② 人権擁護 虐待防止のための委員会を開催し、その結果について従業者に周知徹底します。
- ③ 従業者に対し、人権擁護 虐待防止の研修を定期的実施します。
- ④ 事業所の管理者、従業者は高齢者虐待防止法に基づき、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合には、秘密保持義務の例外として行政に通報するものとします。
- ⑤ 利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載します。

17. 感染症の予防及びまん延の防止について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底します。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

18. 業務継続計画について

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画を策定し、当該事業改善計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③ 定期的に業務改善計画の見直しを行い、必要に応じて業務改善計画の変更を行います。

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき契約書及び重要事項の交付と説明を行いました。

事業者	住 所 事業者 代表者氏名	栃木県真岡市若旅 656 デイサービスセンターきたはら 柴 俊郎 印
説明者	職 名 氏 名	生活相談員 印

私は、契約書及び本書面に基づいて事業者から重要事項の交付と説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

契約年月日 令和 年 月 日；

契約者	住 所	〒 _____
	氏 名	_____ 印
	電 話	_____
保証人または後見人	住 所	〒 _____
	氏 名	_____ 印
		(続 柄 _____)
	生年月日	_____ (_____ 歳)
	電 話	_____
	職 業	_____

契約を証するため、本書2通を作成し契約者及び事業所が署名捺印の上1通ずつ保有するものとします。

※この重要事項説明書は、介護保険法（令和6年4月1日改正）に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。